

【1986年3月25日】「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令」について
労働省

閣議付議案件

昭和61年3月25日(火)

「労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令」について

1. 労災保険の年金給付等と厚生年金等社会保険の年金給付とが同一の事由により併給される場合には、労災保険の年金給付等の額に政令で定める率(調整率)を乗じて支給額の調整を行っているところであるが、昨年5月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」が本年4月から施行され、社会保険年金の給付体系、内容等が改められることに伴い、労働者災害補償保険法施行令中、社会保険年金との併給調整に係る規定について所要の整備を行うことが必要となった。標記の政令は、上記の点に関して労働者災害補償保険法施行令の一部を改正するものである。
2. この政令の主な内容は次のとおりである。
 - (1) 同一の事由により労災保険の年金給付と「国民年金法等の一部を改正する法律」による改正後の厚生年金又は国民年金の年金給付とが併給される場合の調整率を、労災保険の年金給付の種類及び併給される年金の区分ごとに次表のように定める。

併給される年金	労災年金	障害補償年金 障害年金	遺族補償年金 遺族年金	傷病補償年金 傷病年金
厚生年金及び国民年金				
障害厚生年金及び障害基礎年金 遺族厚生年金及び遺族基礎年金等		0.76	0.83	0.76
厚生年金				
障害厚生年金 遺族厚生年金		0.88	0.91	0.88
国民年金				
障害基礎年金 遺族基礎年金等		0.89	0.91	0.88

(なお、労災保険の年金給付の額に上記の調整率を乗じて調整した額が、調整前の労災保険の年金給付の額から併給される社会保険の年金の額を減じて得た額を下回るときは、

(当該減じて得た額を労災保険の年金給付の額とする。)

(2) 同一の事由により労災保険の年金給付と「国民年金法等の一部を改正する法律」による改正前の厚生年金、船員保険又は国民年金の年金給付とが併給される場合の調整率を、労災保険の年金給付の種類及び併給される年金の区分ごとに次表のように定める。

労災年金 併給される年金	障害補償年金 障害年金	遺族補償年金 遺族年金	傷病補償年金 傷病年金
改正前の厚生年金			
障害年金	0.76		0.76
遺族年金		0.83	
改正前の船員保険			
障害年金	0.76		0.76
遺族年金		0.83	
改正前の国民年金			
障害年金	0.89		0.88
母子年金等		0.91	

(なお、労災保険の年金給付の額に上記の調整率を乗じて調整した額が、調整前の労災保険の年金給付の額から併給される社会保険の年金の額を減じて得た額を下回るときは、当該減じて得た額を労災保険の年金給付の額とする。)

(3) 同一の事由より労災保険の休業補償給付又は休業給付と社会保険年金とが併給される場合について、(1)及び(2)に準じ調整を行う。

3. この政令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行することとしている。